

議案第63号

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する等の条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉法の一部改正により医療型児童発達支援が児童発達支援に一元化されること等に伴い、所要の改正を行うとともに、福岡市立医療型児童発達支援センター条例を廃止する必要があるによる。

福岡市立児童発達支援センター条例の一部を改正する等の条例

(福岡市立児童発達支援センター条例の一部改正)

第1条 福岡市立児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「知的障がい児、身体障がい児（肢体不自由児を除く。）及び精神障がい児（以下「障がい児」という。）」を「障がい児（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第2条中「支援センターは」を「支援センター（福岡市立めばえ学園に限る。以下この項において同じ。）は」に改め、同条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、「平成17年法律第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 支援センター（福岡市立めばえ学園を除く。以下この項において同じ。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。
- (2) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。

- (3) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。
- (4) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援及び障害者総合支援法第5条第18項に規定する特定相談支援事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援センターの設置の目的達成に必要なこと。

第3条第1号中「前条第1号及び第2号」を「前条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号から第3号まで」に改め、同条第2号中「次条第1号」を「第7条第1号」に改め、同条第3号中「障害児相談支援対象保護者」の次に「及び障害者総合支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援対象障害者等（18歳未満の者に限る。）の保護者」を加える。

第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条を第12条とする。

第8条第1項第2号中「第6条第3項各号」を「第9条第3項各号」に改め、同条を第11条とし、第7条を第10条とし、第6条を第9条とする。

第5条第1項中「福岡市立めばえ学園」の次に「及び福岡市立あゆみ学園」を加え、「第10条」を「第13条」に改め、同条第2項第1号中「第2条各号」を「支援センター（福岡市立めばえ学園に限る。）にあつては第2条第1項各号に掲げる事業に、支援センター（福岡市立あゆみ学園に限る。）にあつては第2条第2項各号」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 第4条第1項に規定する使用料の徴収に関する業務（福岡市立あゆみ学園に係る業務に限る。）
- (3) 第5条に規定する手数料の徴収に関する業務（福岡市立あゆみ学園に係る業務に限る。）

第5条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（使用料）

第4条 支援センター（福岡市立あゆみ学園に限る。以下この条及び次条において同じ。）

において診療を受ける者については、使用料を徴収する。

- 2 使用料は、平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）の別表第1医科診療報酬点数表を用い、同告示第2号及び第4号の規定によつて算定した額とする。ただし、これにより難しい場合の使用料の額は、規則で定める。

(手数料)

第5条 支援センターにおいて診断書及びこれに類する文書等の交付を受ける者からは、1通につき1,500円以内で規則で定める額の手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減免することができる。

別表福岡市立めばえ学園の項の次に次のように加える。

福岡市立あゆみ学園	福岡市南区屋形原二丁目
-----------	-------------

(福岡市立心身障がい福祉センター条例の一部改正)

第2条 福岡市立心身障がい福祉センター条例（昭和54年福岡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。

第2条第7号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第8号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第8条の見出しを「（児童発達支援センター）」に改め、同条中「及び医療型児童発達支援センター」、「それぞれ」及び「及び福岡市立医療型児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第15号）」を削る。

第12条第1項中「及び第3号」を「、第3号及び第4号」に改める。

(福岡市立療育センター条例の一部改正)

第3条 福岡市立療育センター条例（平成14年福岡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を第7号とし、同条第5号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第6条の2の2第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援に関すること。

(福岡市立医療型児童発達支援センター条例の廃止)

第4条 福岡市立医療型児童発達支援センター条例（昭和48年福岡市条例第15号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、福岡市立医療型児童発達支援センターにおいて診療を受けた児童に係る使用料並びに診断書及びこれに類する文書等の交付を受けた者に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第4条の規定による廃止前の福岡市立医療型児童発達支援センター条例第9条の規定による指定管理者の指定を受けている者は、第1条の規定による改正後の福岡市立児童発達支援センター条例第9条の規定による指定管理者の指定を受けた者とみなす。